

弔慰金・見舞金制度のご案内

全日電工連組合員が全員ご加入いただく制度です。

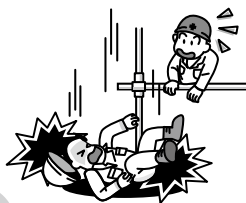
この制度は、組合員の相互扶助の精神を柱として設立・運営されております。

組合員の代表の方が万一の場合や組合員登録営業事務所が罹災にあった場合などに弔慰金・見舞金をお支払いする制度です。

補償期間

平成29年4月1日午後4時から平成30年4月1日午後4時までの1年間

このような場合にお支払いします



電気工事中の事故死



病気などによる死亡



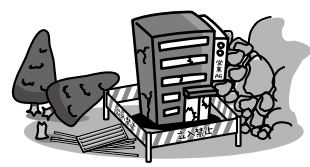
火災・風水雪災による
営業所の全半焼・全半壊・流失



水災による営業所の床上浸水



地震・噴火・津波による
営業所の全半壊



災害による立入禁止、避難命令その他の処置が行われ
7日以上営業所に立入りができなくなった場合

弔慰金額・見舞金額

弔慰金額	電気工事中の事故死	10万円
	上記以外の死亡	2万円
見舞金額	火災・風水雪災による営業所の全半焼・全半壊・流失*	10万円
	水災による営業所の床上浸水	5万円
	地震・噴火・津波による営業所の全半焼・全半壊・流失*	10万円
	災害による立入禁止、避難命令その他の処置が行われ 7日以上営業所に立入りができなくなった場合	10万円
	電気工事中の事故により7日以上入院した場合	2万円

*延べ床面積の50%以上を焼失、倒壊または流失したことをいいます。

補償対象

弔慰金	組合に登録している代表者が対象です。
見舞金	組合に登録している営業事務所が対象です。(組合に登録している代表者のみ) ※営業事務所が複数ある場合でも、組合に登録している営業事務所1か所のみが対象です。

*営業事務所は原則として、電気工事業法および組合に登録している主たる営業事務所とします。

加入費

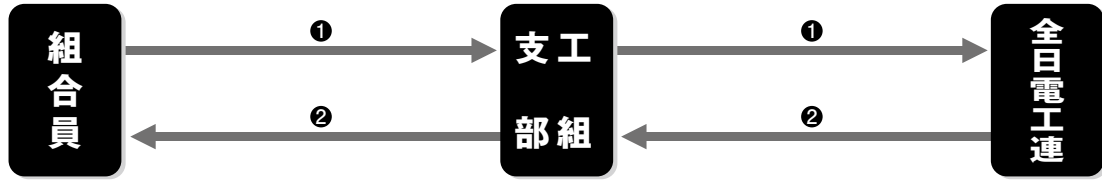
本制度の加入費は、これまで通り年間600円です。

お払込方法につきましては、所属の各都道府県工組・支部(地区本部)にお問い合わせください。

弔慰金・見舞金の請求方法

所属の各都道府県工組・支部(地区本部)に専用の請求用紙がありますので、必要事項を記載し、必要書類と一緒に所属支部(地区本部)にご提出ください。

..... 請求の流れは次のとおりです。



① 事故報告・給付金請求 ② 弔慰金・見舞金お支払い

請求に必要な書類

提出書類	電気工事中死亡弔慰金	電気工事中以外死亡弔慰金	火災等災害見舞金	床上浸水見舞金	地震災害見舞金	避難命令等見舞金	電気工事中入院見舞金
1. 弔慰金請求書	○	○					
2. 見舞金請求書			○	○	○	○	○
3. 死亡診断書*	○						
4. 訃報案内(告別式の案内状など)など死亡を確認できる書類*		○					
5. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故・ ^{りさい} 罹災証明書*			○	○	○	○	
6. ^{りさい} 罹災詳細申告書*			○	○	○		
7. 入院期間の記載のある医療機関発行の「診断書」(写し) 「退院証明書」(写し)「領収証」等							○

*上表3、4、5、6の書類については写しでも可とします。

弔慰金・見舞金をお支払いできない主な場合

[弔慰金・見舞金制度]

- 組合員の犯罪行為
- 組合員の麻薬、あへん、大麻、または覚せい剤、シンナーなどの使用
- 組合員が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
(この特約においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性の作用
など

安全で快適な暮らしをつなぐ電気工事 街の電気ドクター

全日本電気工事業工業組合連合会

〒105-0014 東京都港区芝2-9-11 全日電工連会館

TEL: 03(5232)5861 FAX: 03(5232)6855

URL: <http://www.znd.or.jp> E-mail: zennichi@znd.or.jp